

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	九州財務局長
【提出日】	平成26年 8 月 5 日
【会社名】	株式会社ヤマックス
【英訳名】	YAMAX Corp.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 茂森 拓
【本店の所在の場所】	熊本県熊本市中央区水前寺 3 丁目 9 番 5 号
【電話番号】	0 9 6 (3 8 1) 5 8 7 1
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 長岡 純生
【最寄りの連絡場所】	熊本県熊本市中央区水前寺 3 丁目 9 番 5 号
【電話番号】	0 9 6 (3 8 1) 5 8 7 1
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 長岡 純生
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 99,710,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社ヤマックス 東京支店 (東京都中央区新川 1 丁目24番 1 号) 株式会社ヤマックス 福岡支店 (福岡県福岡市博多区博多駅前 1 丁目18番 7 号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号) (注) 上記の福岡支店は、金融商品取引法に規定する縦覧場所 ではありませんが、投資家の便宜を考慮して、縦覧に供 する場所としております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	338,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は1,000株です。

- (注) 1. 平成26年8月5日取締役会決議。
 2. 振替機関の名称及び住所は以下のとおりであります。
 振替機関名称 株式会社証券保管振替機構
 振替機関住所 東京都中央区日本橋茅場町2丁目1番1号
 3. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式の処分により行われるものであり(以下「本自己株式処分」といいます。)、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	338,000株	99,710,000	
一般募集			
計(総発行株式)	338,000株	99,710,000	

- (注) 1. 第三者割当の方法によります。
 2. 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入されません。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
295		1,000株	平成26年8月21日		平成26年8月22日

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
 2. 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入されません。
 3. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を振込むものとします。
 4. 上記株式を割当した者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当を受ける権利は消滅いたします。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社ヤマックス 管理本部 総務課	熊本県熊本市中央区水前寺3丁目9番5号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社南日本銀行 熊本営業部	熊本県熊本市中央区下通1丁目7番20号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】**(1)【新規発行による手取金の額】**

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
99,710,000	200,000	99,510,000

- (注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
2. 新規発行による手取金の使途とは本自己株式処分による手取金の使途であり、発行諸費用の概算額とは本自己株式処分に係る諸費用の概算額であります。
3. 発行諸費用の概算額の内訳は、関係書類作成費用の概算であります。

(2)【手取金の使途】

本自己株式処分による上記差引手取概算額は、全額を土木・建築用セメント製品事業の運営に係る原材料・労務費の支払(運転資金)に充当する予定であり、その支出予定時期は平成26年8月であります。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】**1【割当予定先の状況】****a. 割当予定先の概要**

氏名	茂森 拓
住所	熊本県熊本市中央区
職業の内容	当社代表取締役社長

b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社普通株式73,000株を保有しております。
人事関係	当社代表取締役
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	該当事項はありません。

(注) 提出者と割当予定先との間の関係の欄は、平成26年3月31日現在におけるものであります。

c. 割当予定先の選定理由

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、現在、発行済株式数11,580,000株の27.56%にあたる3,192,578株を自己株式として保有しております。

今般、今後の事業展開を鑑み、自己株式の活用についての検討を重ねる中、第三者割当による自己株式処分を行うことを決定いたしました。

また、割当予定先としましては、経営執行責任の明確化と業績向上への貢献意欲を図ることを主たる目的として、当社の代表取締役社長である茂森拓といたしました。

d. 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 338,000株

e．株券等の保有方針

割当予定先の茂森拓からは長期的に継続して当社株式を保有することを確認しております。

また、当社と割当予定先との間で、本件第三者割当の期日から2年間において、割当予定先が本件第三者割当により取得した当社株式の全部または一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡方法を当社に書面にて報告し、当社が当該報告に基づく報告を株式会社東京証券取引所に行い、当該報告の内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を締結する予定であります。

f．払込みに要する資金等の状況

割当予定先の茂森拓からは、平成26年8月5日時点で払込に必要な十分な資金を有していることを金融機関等預金通帳等の提示を受けることにより確認しております。

g．割当予定先の実態

割当予定先である茂森拓は当社の代表取締役社長であり、反社会的勢力との関係を一切有していないことを本人との面談により直接確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 処分価格の算定根拠及びその具体的内容

処分価格は、本件第三者割当による自己株式処分の取締役会決議日の直前営業日（平成26年8月4日）の直前6ヶ月間（平成26年2月5日から平成26年8月4日まで）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値である295円（円未満切捨て）といたしました。当社普通株式の終値の平均値を採用することにいたしましたのは、特定の一時点を基準にするより、一定期間の平均株価という平準化された価格を採用する方が、一時的な株価変動の影響など特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性が高く合理的なものと判断したためであります。

また、終値の平均値を算出する際に直前営業日の直前1ヶ月平均や直前3ヶ月平均ではなく、直前6ヶ月平均を採用したのも一定期間の平均株価を算出する際に期間が長い方がより平準化された価格になると判断したことによります。

なお、当該処分価格につきましては、取締役会決議日の直前取引日（平成26年8月4日）の当社普通株式の終値296円に対し0.34%のディスカウント、同直前営業日までの1ヶ月間（平成26年7月5日から平成26年8月4日まで）の終値の平均値299円（円未満切捨て）に対しては1.34%のディスカウント、同直前営業日までの3ヶ月間（平成26年5月5日から平成26年8月4日まで）の終値の平均値290円（円未満切捨て）に対しては1.72%のプレミアムとなります。

当該処分価格は、前記のとおり合理的と考えられる算定根拠により決定した価格であり、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであり、特に有利な処分価格には該当しないものと判断しております。

また、取締役会に出席した監査役3名（うち社外監査役2名）全員からも、当該処分価格は合理的と考えられる算定根拠により決定され、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠していることから、特に有利な処分価格には該当せず適法である旨の意見を得ております。

(2) 処分数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

今回の自己株式処分数338,000株の発行済株式数（11,580,000株、平成26年3月31日現在）に占める割合は2.91%（自己株式処分前の総議決権8,382個に占める割合は4.03%）と一定の希薄化をもたらすこととなります。

しかしながら、自己株式処分の割当先を当社の代表取締役社長である茂森拓とすることにより、今後の業績向上への貢献意欲が図れることから業績向上が見込めるとともに当社企業価値の向上につながるものと考えております。

このような観点から、処分数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 (%)	割当後の所有 株式数(株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合 (%)
茂森 潔	熊本県熊本市東区	942,000	11.23	942,000	10.80
茂森 拓	熊本県熊本市中央区	73,000	0.87	411,000	4.71
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町 1 丁目 2 番10号	360,000	4.29	360,000	4.12
ヤマックス従業員持株会	熊本県熊本市中央区水前寺 3 丁目 9 番 5 号	359,720	4.28	359,720	4.11
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区丸の内 1 丁目 3 - 3	240,000	2.86	240,000	2.75
株式会社南日本銀行	鹿児島県鹿児島市山下町 1 番 1 号	240,000	2.86	240,000	2.75
株式会社麻生	福岡県飯塚市芳雄町 7 - 18	235,000	2.80	235,000	2.69
株式会社ナルックス	三重県四日市市天力須賀 5 丁 目 4 - 13	200,000	2.38	200,000	2.29
江田 幸雄	栃木県宇都宮市	200,000	2.38	200,000	2.29
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社	東京都中央区晴海 1 丁目 8 - 11	182,000	2.17	182,000	2.08
計	-	3,031,720	36.16	3,369,720	38.63

(注) 平成26年3月31日現在の株主名簿を基準として記載しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 事業等のリスク

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第51期）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成26年8月5日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成26年8月5日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

2 臨時報告書の提出

当社は、後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第51期事業年度）の提出日（平成26年6月27日）以降、本有価証券届出書提出日（平成26年8月5日）までの間において、下記臨時報告書を提出しております。

その報告内容は下記のとおりであります。

（平成26年7月3日提出の臨時報告書）

1 提出理由

平成26年6月26日開催の当社第51回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成26年6月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の配当の件

第2号議案 取締役2名選任の件

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
第1号議案	4,937	4	-	（注）1	可決（99.92％）
第2号議案				（注）2	
長岡 純生	4,874	67	-		可決（98.64％）
西田 親良	4,877	64	-		可決（98.70％）
第3号議案	4,934	7	-	（注）2	可決（99.86％）

（注）1．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

該当事項はありません。

以 上

3 自己株式の取得等の状況

当社は、後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第51期事業年度)の提出日(平成26年6月27日)以降、本有価証券届出書提出日(平成26年8月5日)までの間における自己株式の取得等の状況については、下記のとおりであります。

(1) 取得状況

該当事項はありません。

(2) 処理状況

該当事項はありません。

(3) 保有状況

該当事項はありません。

4 最近の業績の概要

平成26年7月31日に開示いたしました平成27年3月期第1四半期決算短信に記載されている第52期第1四半期連結累計期間(自平成26年4月1日至平成26年6月30日)に係る四半期連結貸借対照表及び四半期連結損益計算書は以下のとおりであります。

なお、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成したものではありません。

また、この四半期連結貸借対照表及び四半期連結損益計算書は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の四半期レビューを終了していないため、四半期レビュー報告書は受領しておりません。

四半期連結財務諸表

(1) 四半期連結貸借対照表

(単位:千円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	196,331	212,147
受取手形及び売掛金	3,933,083	2,893,071
商品及び製品	1,685,089	2,060,480
未成工事支出金	1,404	23,963
原材料及び貯蔵品	322,729	285,443
その他	171,336	169,249
貸倒引当金	22,597	17,581
流動資産合計	6,287,378	5,626,773
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	1,211,266	1,198,507
土地	3,542,034	3,542,034
その他(純額)	1,125,381	1,154,346
有形固定資産合計	5,878,682	5,894,888
無形固定資産	140,169	141,562
投資その他の資産		
その他	841,742	887,433
貸倒引当金	119,916	119,645
投資その他の資産合計	721,825	767,788
固定資産合計	6,740,678	6,804,239
資産合計	13,028,056	12,431,013
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	4,139,264	3,803,306
短期借入金	2,991,561	3,010,042
未払法人税等	125,299	7,679
賞与引当金	79,302	109,164
受注損失引当金	-	4,002
その他	636,978	582,634
流動負債合計	7,972,406	7,516,830
固定負債		
長期借入金	1,863,248	1,770,383
役員退職慰労引当金	78,483	83,458
退職給付に係る負債	663,700	493,452
その他	114,314	121,463
固定負債合計	2,719,746	2,468,757
負債合計	10,692,152	9,985,588

(単位:千円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,752,040	1,752,040
資本剰余金	517,140	517,140
利益剰余金	623,205	730,696
自己株式	478,029	478,029
株主資本合計	2,414,357	2,521,848
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	19,727	17,285
退職給付に係る調整累計額	98,180	93,708
その他の包括利益累計額合計	78,453	76,423
純資産合計	2,335,903	2,445,424
負債純資産合計	13,028,056	12,431,013

(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書

(四半期連結損益計算書)

(第1四半期連結累計期間)

(単位:千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)
売上高	2,530,320	2,864,442
売上原価	2,013,805	2,344,171
売上総利益	516,514	520,271
販売費及び一般管理費	585,878	608,300
営業損失()	69,364	88,028
営業外収益		
受取利息	155	122
受取配当金	4,088	3,288
受取賃貸料	6,567	6,601
貸倒引当金戻入額	9,011	5,287
その他	6,651	414
営業外収益合計	26,474	15,714
営業外費用		
支払利息	29,742	27,757
手形売却損	5,001	4,398
その他	13,725	4,176
営業外費用合計	48,469	36,331
経常損失()	91,359	108,645
特別利益		
投資有価証券売却益	25,772	-
事業譲渡益	8,000	-
特別利益合計	33,772	-
税金等調整前四半期純損失()	57,587	108,645
法人税、住民税及び事業税	4,666	3,569
法人税等調整額	2,006	159,373
法人税等合計	2,659	155,804
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益 調整前四半期純損失()	60,247	47,158
四半期純利益又は四半期純損失()	60,247	47,158

(四半期連結包括利益計算書)
(第1四半期連結累計期間)

(単位:千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益 調整前四半期純損失()	60,247	47,158
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	8,224	2,441
退職給付に係る調整額	-	4,471
その他の包括利益合計	8,224	2,029
四半期包括利益	68,471	49,188
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	68,471	49,188

(3) 四半期連結財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

セグメント情報

前第1四半期連結累計期間(自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	土木用セメント製品	建築用セメント製品	計				
売上高							
外部顧客への売上高	1,823,341	636,127	2,459,468	70,851	2,530,320	-	2,530,320
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	770	770	-	770	770	-
計	1,823,341	636,897	2,460,238	70,851	2,531,090	770	2,530,320
セグメント利益又は損失()	55,199	30,221	85,420	18,206	67,213	136,577	69,364

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産関連事業及びサービス事業を含んでおります。

2. セグメント利益又は損失の調整額 136,577千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。なお、全社費用は、報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	土木用セメント製品	建築用セメント製品	計				
売上高							
外部顧客への売上高	1,895,334	951,146	2,846,481	17,961	2,864,442		2,864,442
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	980	980	-	980	980	-
計	1,895,334	952,127	2,847,462	17,961	2,865,423	980	2,864,442
セグメント利益又は損失()	69,276	6,662	75,938	26,261	49,676	137,705	88,028

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産関連事業及びサービス事業を含んでおります。

2. セグメント利益又は損失の調整額 137,705千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。なお、全社費用は、報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第51期)	自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日	平成26年6月27日 九州財務局長に提出
---------	----------------	-----------------------------	-------------------------

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）」A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成26年6月26日

株式会社 ヤマックス

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	馬場 正宏	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	増村 正之	印
--------------------	-------	-------	---

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ヤマックスの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヤマックス及び連結子会社の平成26年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づき監査証明を行うため、株式会社ヤマックスの平成26年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社ヤマックスが平成26年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書及び内部統制監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成26年6月26日

株式会社 ヤマックス

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	馬場 正宏	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	増村 正之	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ヤマックスの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第51期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヤマックスの平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。